

公益財団法人 日本骨髄バンク 委員会規程

制 定 平成 24 年 4 月 1 日

第 1 次改正 平成 24 年 11 月 22 日

第 2 次改正 平成 26 年 3 月 20 日

第 3 次改正 平成 28 年 3 月 14 日

(設 置)

第 1 条 公益財団法人日本骨髄バンク定款（以下「定款」という。）第 4 条に規定する公益財団法人日本骨髄バンク（以下「本法人」という。）の事業を達成するために必要な委員会を理事会の承認を得て設置する。

(委員会)

第 2 条 本法人に次の委員会を置く。

- (1) ドナー安全委員会
- (2) 医療委員会
- (3) 倫理委員会
- (4) 国際委員会
- (5) 広報推進委員会

(種別及び定数)

第 3 条 委員会の定数は、理事会が定める。

- 2 委員会に、特定又は専門的事項を審議させるため、部会、小委員会又は専門委員会（以下「部会等」という。）を置くことができる。
- 3 部会等の設置並びに部会ごとの定数は、理事会が定める。
- 4 前条の委員会では対処し難い特別な事項の審議が必要な場合は、特別委員会を置くことができる。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、定款第 4 条に規定する事業について理事会の諮問を受けた事項の審議を行う。

(答申等)

第 5 条 委員会は、審議事項について、次の行為を行う。

- (1) 理事会の諮問事項に対する答申
- (2) 理事会に対する意見具申
- (3) その他委員会の審議事項を審議するために必要な調査等

(構 成)

第 6 条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。但し、委員会の運営上必要あるときは、副委員長を置くことができる。

- 2 部会等は、部会等の長及び委員長の指名を受けた委員等をもって構成する。
- 3 第2条に規定する委員会のうち、医療委員会、倫理委員会、国際委員会の委員構成については、造血幹細胞移植に関連する関係諸機関の意向を考慮する。

(委員会委員の選任等)

第7条 委員会の委員は、理事会が選任する。

- 2 委員長は、理事会が指名する。副委員長は、委員長が指名する。

(任期)

第8条 委員の任期は、理事の任期と同じとする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により、選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(招集)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長が、Eメール又はFAXにより意見を求める必要があると判断した場合は、電子会議として委員会を臨時開催することができる。

(開催及び定足数)

第10条 委員会は、予算の範囲内において随時開催することができる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 前条第2項で開催する電子会議は、期日までに意見表明した委員をもって出席者とみなす。

(書面表決)

第11条 やむを得ない理由のため出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって意見の具申があり、又は、出席委員に表決を委任した場合はその委員は出席したものとみなす。

(議決及び議事録作成)

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。また、電子会議における可否同数の場合においても委員長の決するところとする。

- 2 委員会は、原則として公開とする。但し、個人情報保護を必要とする事項又は情報管理上問題のある事項を審議する場合はこれを非公開とすることができる。
- 3 委員長は、議事録作成、保管の責に任ずる。また委員会が非公開の場合は議事録の公表、利用については理事会の承認を得なければならない。

(答申)

第13条 委員長は、理事会から諮問された事項について、委員会で審議し、その結果を速やかに理事会に答申しなければならない。また、審議の過程で報告すべき事項がある場合には、速やかに理事会に報告しなければならない。

(経費の支弁)

第14条 委員会に出席した委員には、本法人旅費規程等に基づき、費用を支弁する。

(規程の変更)

第15条 この規程は、理事会の承認を得なければ変更することができない。

(細 則)

第16条 この規程に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、旧法人の「委員会規程」（平成8年3月28日制定、平成21年2月18日第9次改正）を新法人移行に際して改正したものである。
2. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。